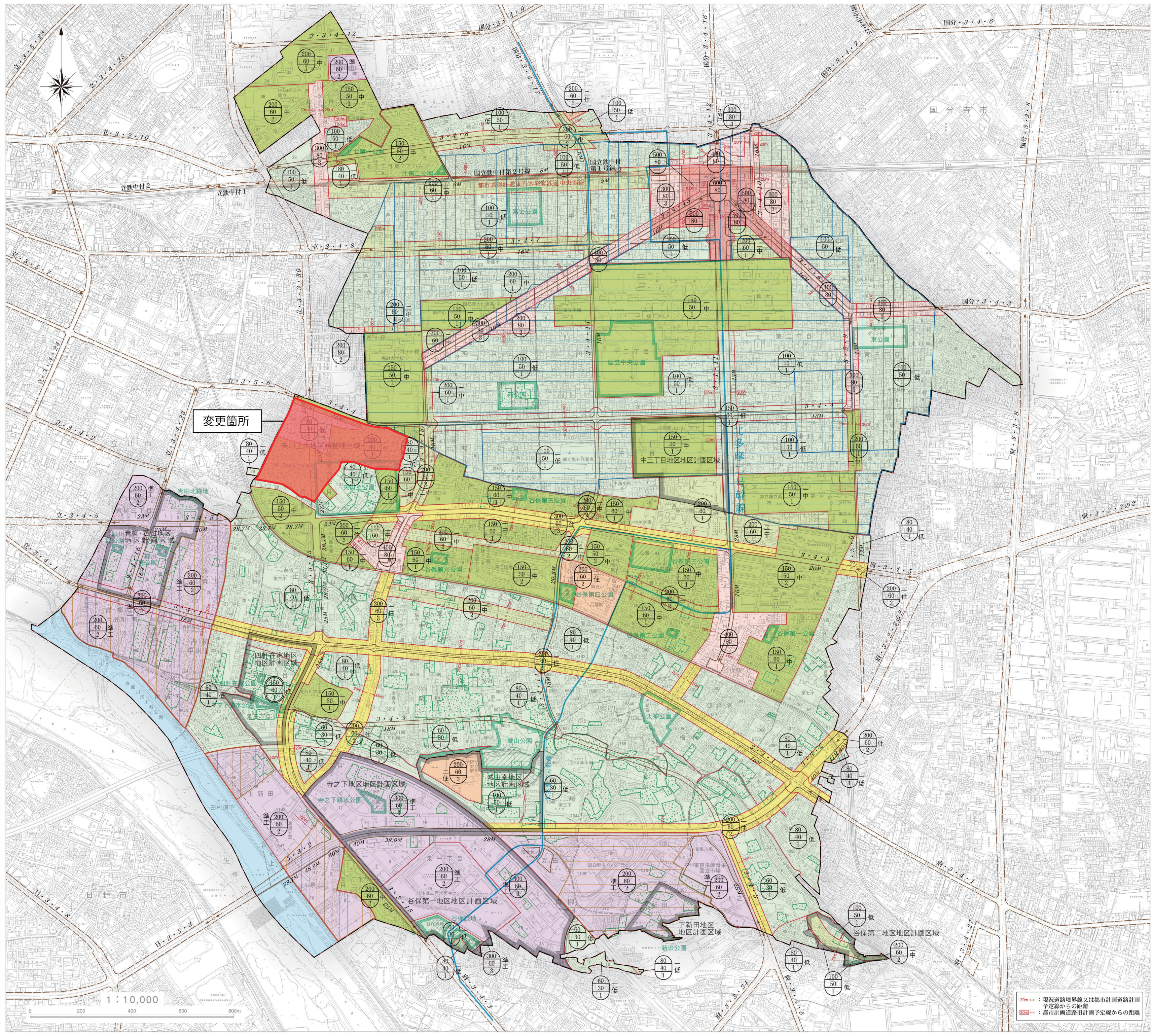




国立市都市計画図 (区域区分・地域地区・都市施設・市街地開発事業・地区計画・日影規制)

令和五年五月現在



東京都国立市

土地地区画整理事業総括図

(注) 1. 本図の道路・公園の位置・地域地区等の境界は、その概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置く指定図書を縦覧してください。
2. 建築確認申請等の相談は、東京都多摩建築指導事務所をお願いします。

用 途 地 域		日 影 規 制			
凡 例	容 積 率 (%)	規制される建築物	種 別	規制される日影時間 (敷地境界線からの水平距離)	
				5mをこえる範囲 10mをこえる範囲	測定水平 面の高さ
第一種低層住居専用地域	60 80 100 150	軒高が7mをこえるかまたは3階以上の建築物	(一) (二)	3時間以上 4時間以上	2時間以上 2.5時間以上
第二種低層住居専用地域	80		(一)	3時間以上	2時間以上
第一種中高層住居専用地域	150 200		(一)	3時間以上	2時間以上
第二種中高層住居専用地域	150 200		(一)	3時間以上	2時間以上
第一種住居地域	300	高さが10mをこえる建築物	(一) (二)	4時間以上 5時間以上	2.5時間以上 3時間以上
第二種住居地域	200		(一)	4時間以上	2.5時間以上
近隣商業地域	200 300 400		(一) (二)	4時間以上 5時間以上	2.5時間以上 3時間以上
商業地域	500 600				
準工業地域	200 300	高さが10mをこえる建築物	(一) (二)	4時間以上 5時間以上	2.5時間以上 3時間以上
防火地域は容積率400%以上の区域 準防火地域は建蔽率50%以上の区域					
市街化調整区域					
第一種文教地区					
第二種文教地区					
第一種特別工業地区					
第二種特別工業地区					
都市計画道路					
都市計画公園					
生産緑地地区					
矢川上土地地区画整理区域					
地区計画区域					
流域下水道幹線					
都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線					
その他の都市施設					

東京都文教地区建築条例（昭和25年12月7日東京都条例第88号）
文教地区の建築制限（次のものは建てられません）
第1種文教地区
1. 風防費等の規制及び電線の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する事業に係るもの
2. ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。）
3. 劇場、映画館、演習場、観覧場又はナイトクラブその他の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第1号に該当するものを除く。）
4. テニスコート（台場を除く。）
5. 遊技場又は遊藝場（学校附属のものを除く。）
6. 自工場の防火安全対策（昭和21年東京都条例第72号）別表に附けられていた作業を常時行う工場
7. 事務所等の施設及び商業施設及び飲食店等併設施設
8. 前各号の建築物に附するもので、環境を害し、又は風防を乱すおそれがあるとして知事が指定するもの
第2種文教地区
1. 風防費等の規制及び電線の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び同条第6項各号のいずれかに該当する事業に係るもの
2. テニスコート（台場を除く。）
3. 劇場、映画館、観覧場又はナイトクラブその他の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第1号に該当するものを除く。）
4. 事務所等の施設及び商業施設及び飲食店等併設施設
5. 前各号の建築物に附するもので、環境を害し、又は風防を乱すおそれがあるとして知事が指定するもの
国立市特別工業地区建築条例（平成16年4月1日国立市条例第4号）
特別工業地区の建築制限（次のものは建てられません）
第1種特別工業地区
1. 次に掲げる事業を営む工場
(1) 有機その他の動物質原料の製造
(2) かみ、れんが、土器、陶磁器、人造と石、ろつば又はほうろう鉄部の製造
(3) ガラスの製造又は砂吹
(4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
(5) 鋼鉄の鍛造
(6) 木材の引張り又はかんたな削りて出力の合計が55.75キロワットを超える原動機を使用するもの
(7) 鋳物、鋳造、土砂、炭炭、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
(8) レジミクスコンクリートの製造
2. 事務所等の施設及び商業施設及び飲食店等併設施設
3. 前各号の建築物に附するもので、環境を害し、又は風防を乱すおそれがあるとして知事が指定するもの
第2種特別工業地区
1. 原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、交通又は校正の作業に使用するものを除く。）の面積の合計が500平方メートルを超えるもの、ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
(1) 印刷、製本その他の印刷に関する事業を営むもの
(2) 作業場の面積の合計が500平方メートルを超えるもの
(3) 作業場の面積に附する建築物を新築又は改築する事業を営むもの
2. 次に掲げる事業を営む工場
(1) 有機その他の動物質原料の製造
(2) かみ、れんが、土器、陶磁器、人造と石、ろつば又はほうろう鉄部の製造
(3) ガラスの製造又は砂吹
(4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
(5) 鋼鉄の鍛造
(6) 木材の引張り又はかんたな削りて出力の合計が55.75キロワットを超える原動機を使用するもの
(7) 鋳物、鋳造、土砂、炭炭、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
(8) レジミクスコンクリートの製造
3. 次に掲げる建築物
(1) 劇場又は遊技場
(2) ホテル又は旅館
(3) カラオケボックス